

フラワーパークかごしまにおける
民間活力導入に向けた
サウンディング型市場調査
実施要領

令和6年5月13日

鹿児島県農政部

1 はじめに

鹿児島県では、もっと多くの方々に、「フラワーパークかごしまに行ってみたい。」とっていただけるよう、新たな取組が必要と考えています。

つきましては、民間事業者の皆様から、実現可能なアイデアや参加しやすい事業条件等について広くお聞きするため、「サウンディング型市場調査」を実施することとしました。

フラワーパークかごしまに活力やにぎわいが創出できるような、幅広いアイデアをお待ちしております。

2 調査の実施手順

- (1) 民間事業者の皆様から、提案内容を書面により提出していただきます。
- (2) 県において、提案内容を確認の上、個別ヒアリングを実施いたします。
- (3) 民間事業者の皆様から提案があった事業アイデアについては、実際にフラワーパークかごしまを暫定利用するトライアルサウンディングの実施も可能とします。

〈スケジュール〉

日程	内容	備考
令和6年5月13日（月）	実施要領の公表	
令和6年5月13日（月） ～5月31日（金）	現地説明会の申込受付	電子申請
令和6年6月3日（月）	現地説明会	
令和6年6月4日（火）	現地説明会（予備日）	
令和6年5月13日（月） ～7月19日（金）	質問・相談受付	電子申請
令和6年6月4日（火） ～7月19日（金）	提案の受付	電子申請
令和6年6月4日（火） ～7月19日（金）	トライアルサウンディング 利用申込受付	希望者 電子申請
令和6年7月22日（月） ～8月30日（金）	個別ヒアリングの実施	
令和6年7月22日（月） ～10月31日（木）	トライアルサウンディング の実施	希望者
令和6年12月	調査結果の概要の公表	

3 調査対象の県有施設

フラワーパークかごしま

- ・所在地 : 指宿市山川岡兎ヶ水1611
- ・敷地面積 : 36.2ha
- ・開園時期 : 平成8年5月
- ・運営方法 : 指定管理者制度

(令和3～7年度の指定管理者は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社)

4 提案を求める内容

- (1) フLOWERパークかごしまの入園者増加や入園者の満足度向上につながる事業アイデアについて、「別紙1：提案シート」により御提案ください。
事業アイデアのイメージだけでもかまいませんが、可能であれば、具体的な内容を記載していただき、図面やイメージ図などの補足資料を添付してください。

- 事業アイデアのイメージ (参考)
 - ・ 花や緑, 自然環境を生かしたイベント・企画
 - ・ カフェ, バーベキューサイト, キャンプサイト等の設置・運営
 - ・ フLOWERパークかごしまと周辺の観光スポット (長崎鼻・西大山駅等) を周遊できるよう, レンタルサイクルやシェアサイクルの設置・運営
- 事業アイデアの具体的な内容 (記載できる範囲でかまいません。)
 - ・ イベント・企画の内容や開催時期
 - ・ 新設や既存施設の改修等が望まれる施設・設備
 - ・ 新たに施設・設備を設置する場所や規模
 - ・ 概算の収支見込み
 - ・ 実施にあたっての課題や県への要望 等
- 事業方式
事業アイデアの内容に応じて, 指定管理者との業務委託契約, PFI事業, 使用面積等に応じた使用料の設定など, 最適な手法を検討・選択したいと考えておりますが, 皆様からも希望される事業方式について, 積極的に御提案ください。

- (2) フLOWERパークかごしまを暫定利用するトライアルサウンディングの実施を希望される事業者は、「別紙2：トライアルサウンディング申込書」により申し込んでください。

- 提案内容
提案内容は, 次の全てに該当するものとします。
 - ・ フLOWERパークかごしまの入園者増加や入園者の満足度向上につながると思われる内容であること
 - ・ フLOWERパークかごしまのエリア内で実施するものであること
 - ・ 県の財政負担を求めるものではないこと

○ 提案の対象外

次に掲げるものは、提案の対象外とします。

- ・ 政治的又は宗教的活動
- ・ 青少年等に有害な影響を与える物販・サービス提供等
- ・ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想できる行為
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ・ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊のある恐れがある活動
- ・ その他、県が本事業との関連性が低いと判断する行為

5 応募資格条件等

本調査の参加事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- ④ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等※が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請しようとする団体等

※「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ・ 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ・ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事、その他、上記に掲げる者と同等の責任を有する者

6 調査の進め方

(1) 現地説明会の開催

本調査の内容について、現地説明会を開催します。

参加希望者は、下記期限までに電子申請システム（簡易申請）により、お申し込みください。

なお、現地説明会に参加しなくても、提案することは可能です。

- ① 申込期限：令和6年5月31日（金）
- ② 日時：令和6年6月3日（月）14時00分～16時00分
※6月4日（火）14時00分～16時00分（予備日）
- ③ 会場：フラワーパークかごしま 研修室
鹿児島県指宿市山川岡見ヶ水1611
- ④ 内容：民間活力導入に向けたサウンディング調査実施要領等
- ⑤ 園内見学：主な施設・ゾーンの見学

(2) 質問・相談の受付及び対応（5/13～7/19）

調査に対する質問・相談は随時受け付けますので、電子申請システム（簡易申請）により、申請ください。

回答については、鹿児島県のホームページに掲載します。

(3) 提案の受付及び個別ヒアリングの実施（6/4～7/19）

- ・ 本調査の提案について、「別紙1：提案シート」を記載し、提出してください。
- ・ 県において、提案内容を確認した後、民間事業者と日程調整を行い、個別ヒアリングを実施しますので、別紙1に個別ヒアリングの実施希望日を記載してください。

(4) トライアルサウンディングの受付及び実施（6/4～10/31）

- ・ トライアルサウンディングについては、「別紙2：トライアルサウンディング申込書」、「別紙3：誓約書」、「トライアルサウンディング参加事業者の概要が分かる資料（会社案内やパンフレットなど）」を提出してください。
- ・ 県において、提案内容を審査し、トライアルサウンディングの趣旨に合致する内容である場合、実施事業として決定の上、通知します。
- ・ トライアルサウンディングの期間終了後は、実績報告書を提出してください。

〔実績報告書：記載予定事項〕

- ・ トライアルサウンディング期間中の集客状況
- ・ 収益事業の場合は、売上高、収益状況
- ・ トライアルサウンディングで生じた問題
- ・ 継続的な事業実施にあたって必要となる設備、条件等
- ・ 利用者へのアンケート結果

(5) その他

個別ヒアリングの実施の結果、提案内容の変更や、トライアルサウンディングの追加申し込みは可能です。

7 調査の留意事項

(1) 費用

本調査への参加に要する費用は、応募者の負担とします。

トライアルサウンディングの実施にあたっては、鹿児島県公有財産管理規則に基づく手続きを行うこととし、使用料が必要となる場合があります。

(2) 関連調査への協力

必要に応じて、追加の個別ヒアリングや、別途、アンケート調査をお願いする場合がありますので、その際は御協力をお願いします。

(3) 責任及びリスク分担の考え方

トライアルサウンディングについては、トライアルサウンディング参加事業者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則としてトライアルサウンディング参加事業者が負うものとしします。

(4) 内容の公表

個別ヒアリングの内容を含め、本調査の結果概要は、令和6年12月に鹿児島県のホームページで公表を予定しています。

また、参加者名及び企業ノウハウに係る内容については、参加者の利益を害するおそれがあることから、原則として非公表とします。

8 今後の予定

今回の調査結果は、フラワーパークかごしまにおける事業化検討に活用します。

9 問合せ先

- ・ 連絡先：鹿児島県 農政部 農産園芸課 花き果樹係
- ・ 所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号
- ・ 電話：099-286-3183
- ・ E-mail：hanakaju@pref.kagoshima.lg.jp